

○名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例施行規則

(平成28年3月31日規則第1号)

改正 令和5年3月31日規則第3号 令和6年2月29日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(フィルム及び電磁的記録の公開)

第2条 条例第2条第3号の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) フィルム 専用機器により映写したものの視聴、用紙に印刷したものの閲覧若しくは写しの交付又は印画紙に印画したものの閲覧もしくは交付
- (2) 電磁的記録（次号に該当するものを除く。）用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (3) 録音テープ、ビデオテープその他これらに類するものに記録されている電磁的記録 専用機器により再生されたものの視聴又は電磁的記録媒体に複製したものの交付

2 前項第2号の電磁的記録の公開は、実施機関が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一つの結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して行うことができる場合に限り行うものとする。

3 第1項第3号の録音テープ、ビデオテープその他これらに類するものに記録されている電磁的記録の公開は、当該電磁的記録の全部を公開する場合に限り行うものとする。

(請求書の記載事項)

第3条 条例第6条第1項の請求書は、公文書公開請求書（別記様式第1号）とする。

2 条例第6条第1項第3号の実施機関が別に定める事項は、公開の区分とする。

(公開請求に対する決定等の通知)

第4条 条例第12条第2項の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をした場合 公文書公開決定通知書（別記様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をした場合 公文書一部公開決定通知書（別記様式第3号）
- (3) 公文書を公開しない旨の決定（公開請求に係る公文書を保有していないとき及び条例第11条の決定を含む。）をした場合 公文書非公開決定通知書（別記様式第4号）

2 条例第12条第4項後段の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

(公開決定時の期限の特例による延長の通知)

第5条 条例第13条後段の規定による通知は、公文書公開決定等期限特例延長通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(第三者からの意見の聴取)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項及び第2項本文の規定による通知は、公文書公開請求に係る意見照会書(別記様式第7号)及び公文書公開請求に係る意見書(別記様式第8号)により行うものとする。

3 条例第14条第2項本文の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項各号に掲げる事項
- (2) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4 条例第14条第3項後段の規定による通知は、公文書の公開決定に係る通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(電磁的記録の公開の実施方法)

第7条 条例第15条第2項に規定する電磁的記録の公開の実施方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号イに定める方法にあつては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合において、公開請求したものが希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処できる場合に限る。

- (1) 録音テープ 当該録音テープを再生機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ 当該ビデオテープを再生機器により再生したものの聴取又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号に掲げるものを除く。) 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付
 - イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(交付部数及び費用の額)

第8条 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とし、条例第16条第1項ただし書の規定による公文書の写しの交付及び送付に要する費用は、次のとおりとする。

- (1) 写しの作成に要する費用
 - ア 複写機による写し(電磁的記録を用紙に出力したものを含む。)を作成する場合 日本産業規格A3サイズまでの複写物片面1枚につき10円(カラーの場合は片面20円)
 - イ ア以外による写し(前条各号に規定する物品を含む。)の作成 実費を参考に別に定める額
- (2) 写しの送付に要する費用 当該写しの送付に要する額

2 前項の費用は、前納とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(写しの作成の費用等の免除)

第9条 条例第16条第3項の規定による費用の免除を受けようとする者は、写しの作成費用等免除申請書(別記様式第10号)を、手数料の免除を受けようとする者は、審査請求に係る不服申立人の資料閲覧等に関する手数料免除申請書(別記様式第11号)を、当該免除を求める理由を申請書に記載して実施機関又は行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)に基づく審理員若

しくは法第81条の規定による機関に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第16条第1項ただし書の費用又は同条第2項の手数料を負担する者が、同条第3項第3号を理由とする場合にあつては、当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第4号を理由とする場合にあつては、当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(不服申立ての手續)

第10条 条例第18条の規定による名寄地区衛生施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問は、公文書公開審査諮問書（別記様式第12号）により行うものとする。

(諮問した旨の通知)

第11条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

(不服申立てに対する裁決に基づく公文書の公開に係る通知)

第12条 条例第20条において準用する条例第14条第3項後段の規定による通知は、不服申立てに対する裁決に基づく公文書公開に係る通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

(公文書の適正な管理)

第13条 条例第28条に規定する公文書の適正な管理を図るため、公文書の目録を、各課に備え置くものとする。

(実施状況の公表)

第14条 条例第29条の規定による実施状況の公表は、年度ごとの請求件数、公開件数、非公開件数その他必要な事項について、名寄地区衛生施設事務組合公告式条例（昭和39年条例第2号）別表に定める掲示場所に掲示して行うものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成28年3月31日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(他の規則の準用規定)

- 2 この規則の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、名寄市情報公開条例施行規則（平成18年名寄市規則第18号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年3月31日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第3条関係)

公文書公開請求書	
実施機関	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">様</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">郵便番号</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">電話番号</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">(連絡先)</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">電話番号</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。</p>
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送を希望)
対象公文書	
担当課	電話

※太枠内のみ各欄に必要事項を記入してください。

(該当する□欄に✓印をつけてください。)

別記様式第4号 (第4条関係)

公文書非公開決定通知書 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 様 名 衛 組 第 号 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> 実施機関 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 印 </div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付で請求のありました公文書の公開につきましては、次のとおり公開しないことに決定しましたので、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。</p>	
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開しない理由	名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第 条第 号に該当 (理由)
※公開することができる時期	年 月 日
担 当 課	電話
備 考	

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施期間に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分（審査請求をした場合には審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、名寄地区衛生施設事務組合（訴訟において名寄地区衛生施設事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注) ※印の欄は、公開することができる時期をあらかじめ明示できるときにその日付を記入してありますので、公開を希望する場合は、同日以降に改めて公開請求してください。

別記様式第5号 (第4条関係)

公文書公開決定等期間延長通知書	
名 衛 組 第 号 年 月 日	
様	
実施機関	
印	
年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきましては、次のとおり公開決定等 をする期間を延長しましたので、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第12条第4項後段の規定 により通知します。	
公開請求に係る公文書 の名称又は内容	
条例第12条第1項の規 定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定時期	年 月 日
担 当 課	電話

別記様式第6号 (第5条関係)

公文書公開決定等期限特例延長通知書		
名 衛 組 第 号 年 月 日		
様		
実施機関		
印		
<p>年 月 日付けで請求のありました公文書の公開につきましては、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第13条前段の規定により、次のとおり公開決定等をする期限を延長しましたので、同条後段の規定により通知します。</p>		
公開請求に係る公文書の名称 又は内容		
条例第12条第1項の規定による 決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
公開請求に係る公文書のうち の相当の部分につき公開決定 等をする期限及び当該期限ま でに公開決定等をする部分	公開決定等をする 期限	年 月 日から 年 月 日まで
	公開決定等をする 部分	
残りの公文書について公開決 定等をする期限	年 月 日から 年 月 日まで	
担 当 課	電話	

別記様式第7号 (第6条関係)

公文書の公開請求に係る意見照会書	
名 衛 組 第 号 年 月 日	
様	
実施機関	
印	
_____に関する情報が記録された公文書について、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第6条第1項の規定により公開請求がありました。この公文書の公開について、同条例第14条第1項(第2項)の規定により意見を求めますので、別紙「公文書公開請求に係る意見書」により、 _____年 月 日までに回答してください。	
公開に係る公文書の 名称又は内容	
_____に 関する情報の内容	
公 開 請 求 年 月 日	年 月 日
名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第14条第2項第 号に該当
担当課及び意見書の提出先	電話
備 考	

別記様式第8号 (第6条関係)

公文書公開請求に係る意見書

年 月 日

実施機関

様

住 所

氏 名

(連絡先)

電話番号

年 月 日付で照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
公開されることに対する意見	<input type="checkbox"/> 公開されても支障がない <input type="checkbox"/> 公開されると支障がある
公開されると支障がある場合の理由	

別記様式第9号 (第6条関係)

公文書の公開決定に係る通知書

名 衛 組 第 号
年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けの _____ に関する情報が記録された公文書の公開請求について、次のとおり公開することに決定しましたので、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第14条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書の名称又は内容	
_____に 関する情報の内容	
公 開 決 定 の 内 容	年 月 日付け 第 号
公開決定をした理由	
公 開 を す る 日	年 月 日
担 当 課	電話
備 考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施期間に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、この処分（審査請求をした場合には審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、名寄地区衛生施設事務組合（訴訟において名寄地区衛生施設事務組合を代表する者は、管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第10号 (第9条関係)

写しの作成費用等免除申請書

年 月 日

実施機関

様

住所

申請者

氏名

㊞

下記のとおり公文書の写しの作成の費用等を免除くださるよう申請いたします。

記

公文書の内容	
請求の区分	<input type="checkbox"/> 開示 [<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)] (郵送先)
作成費用等金額	作成費用等の合計金額 円 (<input type="checkbox"/> 写しの作成の費用等 円 <input type="checkbox"/> 送付に要する費用 円)
免除の区分	<input type="checkbox"/> 写しの作成の費用等 <input type="checkbox"/> 送付に要する費用
免除を必要とする理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面 <input type="checkbox"/> その他の事実を理由とする場合は当該事実を証明する書面
摘要	

別記様式第11号 (第9条関係)

審査請求に係る不服申立人の資料閲覧等に関する手数料免除申請書

年 月 日

(審理員・行政不服審査法第81条の規定による機関) 様

住所

申請者

氏名

㊞

下記のとおり審査請求に係る不服申立人の資料閲覧等に関する手数料を免除下さるよう申請いたします。

記

資料閲覧等の内容	
請求の区分	<input type="checkbox"/> 審理員等が行う提出書類等の写し等の交付手数料 <input type="checkbox"/> 審査庁等の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料 (郵送先)
手数料金額	手数料の合計金額 円 (<input type="checkbox"/> 審理員等が行う提出書類等の写し等の交付手数料 <input type="checkbox"/> 審査庁等の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料)
免除の区分	<input type="checkbox"/> 写し等交付手数料 <input type="checkbox"/> 送付に要する費用
免除を必要とする理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面 <input type="checkbox"/> その他の事実を理由とする場合は当該事実を証明する書面
摘要	

別記様式第12号 (第10条関係)

公文書公開審査諮問書

名 衛 組 第 号
年 月 日

名寄地区衛生施設事務組合
情報公開・個人情報保護審査会
会長

様

実施機関

印

年 月 日に請求のあった公文書の公開に関しての決定に対して不服申立てがありましたので、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第18条第1項の規定により諮問します。

不服申立てのあった年月日	年 月 日
不服申立ての内容	
不服申立ての対象となった決定	年 月 日付け 第 号
	決定の内容
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
担 当 課	電話
備 考	

別記様式第13号 (第11条関係)

審査会諮問通知書

名 衛 組 第 号
年 月 日

様

実施機関

印

次の不服申立てについては、名寄地区衛生施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第19条の規定により通知します。

不服申立てのあった年月日	年 月 日
不服申立ての内容	
不服申立ての対象となった決定	年 月 日付け 第 号
	決定の内容
公開請求に係る公文書の名称又は内容	
担 当 課	電話
備 考	

別記様式第14号 (第12条関係)

不服申立てに対する裁決に基づく公文書公開に係る通知書

名 衛 組 第 号
年 月 日

様

実施機関

印

_____に関する情報が記録された公文書の公開請求に係る公開決定等について _____年
月 日付けで提起のありました不服申立てに対する裁決に基づき、当該公文書を次のとおり公開する
ことにしましたので、名寄地区衛生施設事務組合情報公開条例第14条第3項後段の規定により通知し
ます。

公 開 請 求 年 月 日	年 月 日
公開請求に係る公文書 の名称又は内容	
_____に 関する情報の内容	
公 開 決 定 の 内 容	年 月 日付け 第 号
公開をすることとした 理由	
公 開 を す る 日	年 月 日
担 当 課	電話
備 考	

